

## KURASHI くらしエナジー 重要事項説明書

この重要事項に関する書面は、電気事業法第 2 条の 13 および第 2 条の 14 の規定に基づき、お客さまと当社間の電気供給約款についての重要な事項を記載したものです。

内容をご確認いただけますようお願いいたします。

電気供給約款	掲載 URL：https://kurashienergy.jp/terms		
小売電気事業者（契約当事者）	株式会社グランデータ 小売電気事業者登録番号 A0476 〒171-0022 東京都豊島区南池袋二丁目 9 番 9 号 お問い合わせ窓口 電話 0570-060-228 受付時間 10:00～18:00（定休日：年末年始） ※停電・緊急時は一般送配電事業者の連絡先をご案内いたします		
供給電圧	100V/200V	計量方法	一般送配電業者設置の電力量計により計量
周波数	東日本 50Hz / 西日本 60Hz （静岡県の富士川と新潟県の糸魚川あたりを境に、東側を東日本、西側を西日本としています）		
契約期間	契約期間は、電力供給契約が成立した日から、廃止または解約により電力供給契約が消滅する日までといたします。		

#### ■供給開始予定日

- 小売電気事業者を当社に切り替える場合は、供給開始に必要な手続きが完了した後の最初の検針日又は計量日いたします。
- お引越しの場合は、原則としてお客様の希望日といたします。ただし、既に電気の使用を開始している場合は、その使用を開始した日を供給開始日といたします。

#### ■解約料

お申込みをキャンセルされる場合、当社お問い合わせ窓口までご連絡ください。キャンセルの手続きが間に合わない場合、供給開始日から終了日までの電気料金については、当社にお支払いいただけます。

#### ■料金滞り

■料金の支払方法		支払方法	料金の支払期日
1	クレジットカード	支払日はクレジットカード会社によって異なります。	原則として 請求締日の 翌月末日
2	口座振替	口座引き落とし日は原則として毎月 26 日といたします。	
3	その他	その他のお支払方法については、当社規定によりご指定いただける場合があります。	

※上記方法でのお支払いが確認できない場合は、振込兼コンビニ請求書を発行いたしますので、振込兼コンビニ請求書によりお支払いください。振込兼コンビニ請求書を発行する場合、事務手数料として発行毎に 550 円（税込）をお客様にご負担いただけます。

#### ■請求金額・使用電力量

電気料金は、一般送配電事業者にて計量した使用電力量に基づき、当社が定める契約種別および料金プランに応じて計算いたします。当社の供給開始日と同時に契約容量を変更することはできません。毎月のご請求金額・ご使用電力量は、マイページにてお知らせいたします。
※請求明細の郵送を希望される場合、事務手数料として発行毎に 330 円（税込）をお客様にご負担いただけます。

#### ■契約容量

- 小売電気事業者を当社に切り替える場合は、切り替え前の契約容量でご契約いただけます。
- お引越しの場合は、お引越し先の契約容量でご契約いただけます。ただし、お引越し先の契約容量が確認できない場合は、当社からご連絡させていただきます。

#### ■スマートメーター

お客さまの電気メーターがスマートメーターではない場合、供給開始にあたり一般送配電事業者がスマートメーターに取り替える場合があります。

#### ■工事費等

計量器および電流制限器等の供給設備については、一般送配電事業者の所有であり、工事や修理の際には一般送配電事業者の費用負担となります。それ以外の敷地内機器および設備における工事や修理の際はお客さまの費用負担となる場合があります。
一般送配電事業者の託送供給等約款に基づき、当社が工事費負担金等を請求された場合は、当該工事費負担金等に相当する金額をお客さまから申し受けます。

#### ■料金調定の方法

毎月当社がお知らせする前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間、または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間にて、一般送配電事業者が設置した記録型計量器の値に基づき電気料金の算出を行います。

#### ■お客さまのご協力

一般送配電事業者の託送供給等約款に基づき、供給設備、電気工作物等の設計、施工、改修、確認、検査等の業務を実施する場合、当社又は一般送配電事業者がお客様の土地または建物に立ち入ることおよび当該業務を実施することにご承諾いただけます。

#### ■お客さまのお申し出による契約の変更および終了

- 電力供給契約の変更を希望される場合は、新たに電力供給契約を希望される場合に準じてお申込みいただけます。なお、契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等の変更を希望される場合、当社と一般送配電事業者との間の接続供給契約における変更手続が完了した日以降の最初の検針日又は計量日に当該契約は変更されます。
- 電気の使用を終了しようとされる場合は、終了期日の 20 日前までにその旨を当社にご通知ください。この場合、原則として、お客さまが当社に通知した終了期日に電力供給契約は終了いたします。
- 既に電気の使用を開始され、その後、契約電流、契約容量、契約電力の変更または電力供給契約を終了する場合に、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から工事費の精算を求められる場合、原則として、当社は当該精算金をお客さまにお支払いいたします。

#### ■契約に関わる注意事項

- 契約にあたりお客さまに遵守いただく事項等は、電気供給約款をご確認ください。なお、遵守いただけない場合、契約を解除することがあります。
- 以下の事項に該当すると当社が判断した場合、当社は契約解除日の 15 日前までに書面で通知の上、契約を解除することがあります。
  - お客さまが当社の定める支払期限を経過してお支払いされない場合
  - お客さまが電気供給約款に違反した場合

- お客さまが反社会的勢力であると判明した場合、または反社会的勢力の疑いがあると当社が認めた場合

- 当社は、解約希望日の 3 ヶ月前までに当社が適当と判断した方法（関係法令等において許容される方法とし、書面を含みますがこれに限りません。）による意思表示を行うことにより、お客さまとの供給契約を解約できるものとします。
- 当社が料金を改定する場合は、料金改定実施日の 15 日前までに、書面または電磁的方法によりお知らせいたします。

#### ■供給停止に関わる注意事項

- 凍結防止帯を使用している場合、供給停止により影響を与える可能性があります。
- マンション等の場合、供給停止により共用設備に影響を与える可能性があります。
- 人口呼吸器、酸素吸入器等の医療機器を使用している場合、供給停止により影響を与える可能性があります。

#### ■契約種別および料金

電気料金は、基本料金または最低料金、電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、燃料費調整額の加減を適用いたします。（燃料費調整額につきましては、当社電力供給約款 別表 6【燃料費調整】に詳細説明を記載しております。）
なお、使用量が 0kWh の場合の基本料金は半額といたします。

（凡例）アンペア＝A、キロボルトアンペア＝kVA、キロワット時＝kWh、キロワット＝kW

#### ■料金区分

#### ・基本プラン（単位：円 / 税込）

料金区分	北海道	東北	東京	中部	北陸	九州
基本料金（月額） 10Aにつき/1kVAにつき	0.00 円	0.00 円	0.00 円	0.00 円	0.00 円	0.00 円
電力量料金（従量電灯 B 相当） 1kWhにつき	32.80 円	30.90 円	30.80 円	31.60 円	26.80 円	27.60 円
電力量料金（従量電灯 C 相当） 1kWhにつき	32.80 円	30.90 円	30.80 円	31.60 円	26.80 円	27.60 円

料金区分（従量電灯 A 相当）	関西	中国	四国
最低料金（月額）	0.00 円	0.00 円	0.00 円
電力量料金 1kWhにつき	30.20 円	31.00 円	31.20 円

料金区分（従量電灯 B 相当）	関西	中国	四国
基本料金（月額） 1kVAにつき	0.00 円	0.00 円	0.00 円
電力量料金 1kWhにつき	27.50 円	28.20 円	29.20 円

#### ■燃料費調整額

- 燃料費調整額は、各契約種別における料金につき、当社電力供給約款 別表 6【燃料費調整】に定義する平均燃料価格を、供給エリアごとに定める基準値を基に燃料費調整単価を適用して算定します。燃料費調整額は、平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は電気料金から減算され、平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は電気料金に加算されます。
- 燃料費調整額の追加調整として、当社電力供給約款 別表 6【燃料費調整】(3)に定義する平均市場価格（※）に応じて、下表のとおり燃調費調整額の追加調整額の加減算を行います。

※：平均市場価格は、一般社団法人日本卸電力取引所が公表するスポット取引（「一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程」に定める翌日取引をいいます。）における各平均市場価格算定期間中のエリアプライスの合計を当該算定期間中における商品の数により除した値とし、供給区域ごとに算定いたします。

平均市場価格	燃調費調整額の追加調整額の加減算について
A.「還元基準値 A ※」未満の場合	以下により算出する燃調費調整額の追加調整額に調達単価係数（1.20）を乗じた額を、燃料費調整額から減算します。 （還元基準値 A－平均市場価格）×（1＋消費税率）×適用期間中の 1 月の使用電力量※
B.「追加請求基準値 B ※」を超える場合	以下により算出する燃調費調整額の追加調整額に調達単価係数（1.20）を乗じた額を、燃料費調整額に加算します。 （平均市場価格－追加請求基準値 B）×（1＋消費税率）×適用期間中の 1 月の使用電力量※
C.上記 AB 以外の場合	加減算は行いません。 （燃調費調整額の追加調整額は 0 円とします。）

※還元基準値 A、追加請求基準値 B は、供給区域ごとに下表のとおりとします。

#### ※従量電灯 A の場合で、かつその 1 月の使用電力量が供給区域ごとに定める最低料金適用電力量以下の場合、その 1 月の使用電力量を 15 キロワット時（ただし、四国電力送配電株式会社 の供給区域の場合は 11 キロワット時）として算定します。

供給区域	還元基準値 A	追加請求基準値 B
北海道電力ネットワーク株式会社の供給区域	8.00 円	11.00 円
東北電力ネットワーク株式会社の供給区域	8.00 円	11.00 円
東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域	8.00 円	11.00 円
中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域	7.00 円	10.00 円

北陸電力送配電株式会社の供給区域	7.00 円	10.00 円
関西電力送配電株式会社の供給区域	7.00 円	10.00 円
中国電力ネットワーク株式会社の供給区域	7.00 円	10.00 円
四国電力送配電株式会社の供給区域	7.00 円	10.00 円
九州電力送配電株式会社の供給区域	6.50 円	9.50 円

尚、燃料費調整および、追加調整の算定式につきましては、当社電力供給約款 別表 6【燃料費調整】に詳細説明を記載しております。

#### 個人情報の取り扱いについて

お客さまの個人情報〔氏名、住所、電話番号等連絡先情報および小売供給等契約の契約番号、供給地点に関する情報（託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止処置方法）等〕は、当社および小売電気事業者・一般送配電事業者・電力広域的運営推進機関による託送供給契約または発電量調整供給契約の締結・変更または解約、小売供給契約または電気供給契約の廃止取次、供給地点に関する情報の確認、電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行、およびこれらに付帯する事業・業務等のために適正な管理により共同で利用することがあります。また、当社および当社グループ会社、その他の協力会社等で取扱う各種商品・サービス・キャンペーン・イベント等のご案内・ご提供・販売等、およびこれらに付帯する事業・業務等のために適正な管理のもと利用すること、および当該利用のために提供することがあります。開示・提供する場合には、個人情報の保護措置を講じるものとし、また、第三者への開示・提供に関して、お客さまの申し出がある場合、第三者への開示・提供を停止させていただきます。なお、開示・提供方法は、ASP サービスを利用した提供、電子メールによる提供およびクラウドサービスを利用した提供といたします。詳細は当社ホームページのプライバシーポリシー (<https://grandata.jp/privacy/>) をご参照ください。

#### クーリング・オフに関するお知らせ

1. お客さまが訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、当社からお客さまにお送りする法定の重要事項説明書面をお客さまが受領した日を含めて 8 日を経過するまでは、書面または弊社ホームページのクーリング・オフの受付フォームより無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力はお客さまが書面を発信した時（郵便消印日付や受付フォームの受付日時など）から発生します。
- 2.この場合、
  - ① お客さまは損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。
  - ② すでに引渡された商品の引取り費用は当社が負担します。
  - ③ お客さまがすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
  - ④ お客さまには電気を使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。
- 3.上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための通知がされた日を含めて 8 日を経過するまでは、書面または弊社ホームページのクーリング・オフの受付フォームによりクーリング・オフを行うことができます。
- 4.書面にてクーリング・オフを行う場合は、下記連絡先まで必要事項をご記載のうえご郵送ください。  
名称：株式会社グランデータ 受付窓口  
住所：〒760-0023 香川県高松市寿町 1-4-3 高松中央通りビル 9F
5. 弊社ホームページよりクーリング・オフを行う場合は、下記 URL よりお手続きください。  
<https://grandata-service.jp/coolingoff/>